

○環境省告示第八十一号

六書考略卷之三

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第一二号）第一条の六第三項の規定に基づき、空素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分との範囲（平成十八年十月環境省告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次 の 表 に より、改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 し て 揭 げ る そ の 標 記 部 分 に 二 重 傍 線 を 付 し た 規 定 は、當 該 規 定 全 体 を 改 正 後 欄 に 揭 げ る も の の よう に 改 め る。

環境大臣 山本 公二

(略)	六四	六三	六二	(略)	四四	四二	三九	(略)	三七	(略)	三四	
の製織 造工 程業で 係る不 織も布	含帶 むじ工 色染 理整 理工 程程 のを付 程難	品織 維工 業で 係る工 程程 のを付 程難	る工 理ト 織維 工程工 のを付 程レ「工 業で 含帶 むじ工 色染 理整 理工 程程 に付 程難	(略)	清酒 製造業	果実 酒製造 業	冷凍 調理食 品製造	(略)	豆腐 ・油揚 製造業	(略)	穀類 でんぶん 製造	
一〇	一〇	一〇	一〇	(略)	一〇	一五	一〇	(略)	一〇	(略)	一五	
三〇	三〇	三〇	一〇	(略)	一〇	一〇	一〇	(略)	三〇	(略)	二五	
一〇	一〇	一〇	一〇	(略)	一〇	一〇	一〇	(略)	一〇	(略)	一〇	
一五	一五	一五	一五	(略)	一五	一五	一五	(略)	一〇	(略)	一五	
のに排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	れ及 に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	れ及 に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す	に排 る大 値あ 出公 はつす 共湾 てある 用及 二はも 水び 〇の城 これと す三 係排 に排 る出 流(2) も水入 (2)のを す

(略)	六四	六三	六二	(略)	四四	四二	三九	(略)	三七	(略)	三四
の製織 造工 程業で 係る不 織も布	含帶 むじ工 色染 理整 理工 程程 のを付 程難	品織 維工 業で 係る工 程程 のを付 程難	る工 理ト 織維 工程工 のを付 程レ「工 業で 含帶 むじ工 色染 理整 理工 程程 に付 程難	(略)	清酒 製造業	果実 酒製造 業	冷凍 調理食 品製造	(略)	豆腐 ・油揚 製造業	(略)	穀類 でんぶん 製造
一〇	一〇	一〇	一〇	(略)	一〇	一五	一〇	(略)	一〇	(略)	一五
三〇	三〇	三〇	一〇	(略)	一〇	一〇	一〇	(略)	四〇	(略)	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	(略)	一〇	一〇	一〇	(略)	一〇	(略)	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	(略)	一〇	一〇	一〇	(略)	二五	(略)	一五

一一四	一一三		一一二	一一一	
も前号品石 の項一製油 をま○造化 除で九業学 くにの、系 ノ揭項整基 げか理礎 るら番製	除ク工料中物程学品石 くゴ製程・間製工製油 ム造有物造脂業造化 に製工フ機工防製業学 係造程ラ類程族品で系 る工及ス料合系製有基 も程ひチ製成現中造機礎 のを合ツ造染式間工化製		もム品石 の製製油 造造化 工業学 程で系 に合基 係成礎 るゴ製	係チ品石 るツ製油 もク造化 の製業学 造で系 工フ基 程ラ礎 にス製	
一五	一五		一五	一五	
二五	四〇		二五	四五	
一〇	一〇		一〇	一〇	
二〇	一五		一五	一五	
五びあ窒 五(2)つと 「口」てし 三のはては ○値使そ とは、三す する。そ欄 る。れ(1)も ぞ(2)のを れ及に原		る。同一同第用料窒 ○の欄三す又素 順のも乳は 一序值の化そ 五には、助の 從、あ剤化 四いそつと合 ○、れてしてを と○、ぞは、使原		六びあ ○(2)ニ 「口」て 三のは ○値 とは第 する。そ る。れ(1) ぞ(2) れ及	

二一九	(略)	一一七	一一六
環式 染料 ・中 間物 ・有 機顏 料・合 成	発酵工 業	メタ ン誘 導品 製造	脂防族系 中間物製
一五	一五	一五	一五
五五	四〇	六〇	三五
一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一一〇	一五	一五
五そびあ料窒 〇れ(回)つと素又 とぞ並してはそれ すれびはてはそ る三に使そ る。〇(2)第用の (回)三す化 一の欄る合 〇値(1)も物 〇は、イのを 及に原			(二) ○従そてを排青 する。いれはそ 出候勝専 すれ三同三工 〇〇〇欄の程合 〇一順値に有 〇八序はあ排 〇〇〇水と〇に する。二順値に する。〇序は、そ 二〇、従そては いれはそ 四〇、四五、同三 〇と

一二二	一二一	合 成ゴム製造業	業 プラスチック製造
の項一製有 をま○造機 除で九業化 くにの、(整工 掲げか理業 るら番製 も前号品			一二〇
一五	一五		一〇
七〇	四五		一五
一〇	一〇		一〇
一五	一五		一五
(三) ○五序はあ ○○に、つメ と○從そてラ す、いれはミ る八、ぞ、 ○五同三造 ○、(一)欄 一、の程及 五一順値に (二)序はあそ に、つつのイ 一從そて説ソ 五いれは導シ る八、ぞ、 ○五同三造 と、(一)欄 二の程及 五一順値に (一)	る八欄欄もを る。五ののの原室 順値に料素又 一序は、あと又 五に、つしは 従そててその 三いれは、使の 五一ぞ、それ と○、(一)欄 す、(二)欄 の程及 五一順値に る。一順値にひ る。○欄三す又素 ○の欄るは又 順のも乳は 二序値の化そ ○には、助の 従、ア剤化 四いそつと合 ○四○、れ ○とす	る一同第用料室 ○欄三す又素 ○の欄るは又 順のも乳は 二序値の化そ ○には、助の 従、ア剤化 四いそつと合 ○四○、れ ○とす	(2)第用料室 (二)三す又素 六の欄るは又 五値(1)も乳は は(イ)の化そ 三及に助の 五そびあ剤化 とれ(四)つと合 す並てし物を るれひはて原 二に、使原

一五六	板ガラス製造業	(略)	一四九	コードクス製造業	(略)	一四七	石油精製業	一四六	前号化学工業までの(整理番号)を除くに掲げるる	(略)	一四三	業写真感光材料製造	(略)	一三八	合成香料製造業	(略)	一三六	火薬類製造業	(略)		
一〇			五〇〇			二〇		一五			一五			一五			一五				
一五			五一〇			三〇		四〇			二五			二五			二五				
一〇			三一〇			一〇		一〇			一〇			一〇			一〇				
一五			三三〇			一五		一五			一五			一五			一五				
のに排る大阪は、つす共湾の用及び水びの域これにれとす三係排に流れる水入(1)も水入(2)のをす	れ及に排る大阪五(2)つす共湾○(2)つする用及び水びの域これにれとす三係排に流れる水入(1)も水入(2)のをす	のに排る大阪五(2)つす共湾○(2)つする用及び水びの域これにれとす三係排に流れる水入(1)も水入(2)のをす	れ及に排る大阪五(2)つす共湾○(2)つする用及び水びの域これにれとす三係排に流れる水入(1)も水入(2)のをす	のに排る大阪五(2)つす共湾○(2)つする用及び水びの域これにれとす三係排に流れる水入(1)も水入(2)のをす	れ及に排る大阪五(2)つす共湾○(2)つする用及び水びの域これにれとす三係排に流れる水入(1)も水入(2)のをす																

○いれば、ぞ第三欄の順序は、二〇、三〇とする。○に従そ

一五六	板ガラス製造業	(略)	一四九	コードクス製造業	(略)	一四七	石油精製業	一四六	前号化学工業までの(整理番号)を除くに掲げるる	(略)	一四三	業写真感光材料製造	(略)	一三八	合成香料製造業	(略)	一三六	火薬類製造業	(略)	
一〇			五〇〇			二〇		一五			一五			一五			一五			
一一〇			九五〇			三〇		五〇			二五			三五			三五			
一〇			三一〇			一〇		一〇			一〇			一〇			一〇			
一五			四〇〇			二〇		一〇			一〇			一〇			一〇			

○順序は、それ二〇、三〇とする。二

一八〇	く掲び番冷 げるもののを項項除に及理	一八二	一八三	(略)
一一〇	電気めつき業	一一〇	一一〇	
一〇〇	非鉄金属製造業	一〇〇	一〇〇	
九〇		一五	一〇	一〇
八〇		三五	一五	一五
七〇		一〇	一〇	一〇
六〇		一五	一五	一五
五〇	○五ぞれをス と五れ、有テ す。○同第す る。○一欄の欄 の順の値は、あ 洗。○序には、あ 洗。○從。○従 いそつ工程 五、れて程 程。	一〇	一〇	五
四〇	○五の欄の順 の値は、あ 洗。○從。○従 いそつ工程 五、れて程 程。	一〇	一〇	四
三〇	○五の欄の順 の値は、あ 洗。○從。○従 いそつ工程 五、れて程 程。	一〇	一〇	三
二〇	○五の欄の順 の値は、あ 洗。○從。○従 いそつ工程 五、れて程 程。	一〇	一〇	二
一〇	○五の欄の順 の値は、あ 洗。○從。○従 いそつ工程 五、れて程 程。	一〇	一〇	一
〇	○五の欄の順 の値は、あ 洗。○從。○従 いそつ工程 五、れて程 程。	一〇	一〇	〇

(略)		一一〇	(略)		一一〇				
	器又気も業ス電 具は機のへ子 製情械を前電部 造報器除項子品 業通具くに回・ 信製・接路デ 機造・け製バ 械業電る造イ	一五		金属製 品製造も 業の前項に 掲げる業	一五				
		三〇			四〇				
		一〇			一〇				
		一五			一五				
(二)	一序はある水こに 五に、つも域れあ半 従そてのににつ導 二いれは、に排流て体 五、そ、出入素 と二れ第水す大子 す○同三も排公造 る。四のの出共及工 五、順値にす用び程	一五	(一)	○第に理の製 と三限施化造民 順値にに導する 一序はあ掲体 五に、つけ素 従そてる子 二いれはも製 五、そ、の造 と○同三第を工 す○同三除程	三序はある水こに設に 五に、つも域れあ置よ空ア 従そてのににつする素ル 五一いれは、に排流てる表又マ ○、そ、係水す大の処そト 五同三も排公造限施化工 九のの出共及る設合工 ○順値にす用び程	(二)	○五れ第をか設に 五に、つも表又溶 従そてにも處そめ 四いれはの理のつ 序はあ掲の処そト 三に、つけに理の加 五従そてる限施化工 五、そ、の、を物程	二序はある素 五に、つも表又溶 従そてにも處そめ 四いれはの理のつ 序はあ掲の処そト 三に、つけに理の加 五従そてる限施化工 五、そ、の、を物程	(一)

(略)		一一〇	(略)		一一〇				
	器又気も業ス電 具は機のへ子 製情械を前電部 造報器除項子品 業通具くに回・ 信製・接路デ 機造・け製バ 械業電る造イ	一五		金属製 品製造も 業の前項に 掲げる業	一五				
		三〇			四〇				
		一〇			一〇				
		一五			一五				
(二)	五順値に 序はあ半 一に、つ導 五従そて体 二いれは素 五、そ、子 五、二れ第製 と○同三造 する。四の程	一五	(一)	○第に理の製 と三限施化造民 順値にに導する 一序はあ掲体 五に、つけ素 従そてる子 二いれはも製 五、そ、の造 と○同三第を工 す○同三除程	○順値に設に 三に、つする素ル 五従そてる表又マ 五一いれはも面はイ ○、そ、の、の、処そト 五同三限施化工 九のの、を物程	(二)	二序はある素 五に、つる表又溶 従そてにも處そめ 四いれはの理のつ 序はあ掲の処そト 三に、つけに理の加 五従そてる限施化工 五、そ、の、を物程	二序はある素 五に、つる表又溶 従そてにも處そめ 四いれはの理のつ 序はあ掲の処そト 三に、つけに理の加 五従そてる限施化工 五、そ、の、を物程	(一)

二二三	二一四	二一五	二一六	(略)	二二三
飲食店	宿泊業	六〇	洗濯業(前項に掲げるものを除く)	二五	二二一
		病院		二五	
限一た方表三三和基しる人処法に十百ニ準尿づ以理に規ニ三十法淨上人よ定条ニ十五施化の員りす第八年行槽もが算する一号政令の五定算項令(建に〇し定の第第昭架	二〇	二五		二五	
	六〇	六〇		四五	
	一〇	一五		一五	
	四〇	二五		三〇	
(1)て尿と高すすニ建第のは、をが度構る条第二値、処でに造技第基欄は第理きしの術三準に三する尿し上項法規三欄る方を尿の第施定〇(1)も法処净基ニ行すと(2)のに理化準号令するす及によす權をに第表るびありるよ満規三又(2)つしこりた定十は					

三 一 二 四 一 三	(1)を淨化槽処理業者(しの)るの尿	(2)人○処法に十基し 以一理に規ニ準尿 下人対よ定条法淨 の以象りす第施化 も上人算る一行槽 の五員定算項令(一 に○がし定の第建 限○二た方表三築	二 一 六 一 三
(2) 又性 は消嫌 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(1) ○(回)はも係出入 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(3) (回)はに排流て処き尿尿基号第又 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(2) 五はも係出入 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣
三 一 二 四 一 三	(1)を淨化槽処理業者(しの)るの尿	(2)及あげ処き尿尿基号第又 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(3)五はも係出入 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣
(2) 又性 は消嫌 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(1) ○(回)はも係出入 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(3) (回)はに排流て処き尿尿基号第又 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(2)五はも係出入 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣
三 一 二 四 一 三	(1)を淨化槽処理業者(しの)るの尿	(2)及あげ処き尿尿基号第又 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(3)五はも係出入 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣
三 一 二 四 一 三	(1)を淨化槽処理業者(しの)るの尿	(2)及あげ処き尿尿基号第又 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(3)五はも係出入 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣
(2) 性化嫌 汚法氣 泥性 法湿消 に式化 凝酸法 集化 処法好 理又氣 法は性 を活消	(1) ○(回)て尿と高すすニ建第 のはをが度構る条築ニ 値処でに造技第基欄 は第理きしの術ニ准に 三する尿し上項法規 四欄る方を尿の第施程 ○(1)も法処净基ニ行す と(回)に理化准号令る す及によす槽をに第表 るひありるよ満規ニ又 (2)つしこりた定十は	(2)及あげ処き尿尿基号第又 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣	(3)五はも係出入 ののる水す 大活化 氣性法性 汚泥湿化 法式法、 に酸 凝化好 集法氣

2 1

附
則

卷之三

この告示は、公布の日から適用する。
2 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める窒素含有量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るC_n、C_{no}及びC_{ni}の値に係る業種その他の区分及びその区分」との範囲については、この告示後定められる」となる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

一一一 〔略〕	〔略〕	二二六 産業廃棄物処理業 の前項に掲げるも のを除く	一一五 廃油処理業	〔略〕
一一〇		二〇	一〇	
三五		四五	一五	
一〇		一〇	一〇	
一五		三五	一五	
のに排る大 値あ出公阪は つす共灣て る用及び はも水び の域これ と第三係す る欄の出流 。(2)も水入 (口)のをす	れ及に排る大 五びあ出公共 ○(2)つす共 用及び水 の域これ と第三係す る。そ欄の れ(1)も水入 ぞ(口)のをす	に排る大 値あつする も水の域これ と第三係す る欄の出流 。(1)も水入 (口)のをす	のあす用びの より処性 値つる水こに りご高理は消 はても域れあし はににつ尿がに は、に排流て 五、に排流て ○第係出入 と第三係す する水をた する欄もを する(1)の排 公共及ぼすよ 集法氣	(三) 〇は三除のよ り処理と そ(1)。(2)し れ(口)てにに 及びつけ處 れびつけ處 三(2)てはも のの、の 二値第をも にすよ集法氣